

## ◇共同入札の手続き

### 1 共同入札とは

- (1) 共同入札とは、一つの財産を複数の者で共有する目的で入札することをいいます。
- (2) 公売財産が不動産（土地や建物など）の場合、共同入札をすることができます。
- (3) 共同入札者の中から1名の代表者を決めてください。実際の公売参加申込手続きや入札手続き等については、当該代表者のログインID（メールアドレス）で行います。

### 2 手続きに入る前に

- (1) 手続きに入る前にK S I 官公庁オークションガイドライン、孺恋村インターネット公売ガイドラインなどを必ずお読みください。
- (2) 代表者名でログインID（メールアドレス）の取得などを行い、K S I 官公庁オークション内の孺恋村インターネット公売の公売物件詳細画面より公売参加仮申込を行った後、この手続きを行ってください。
- (3) 公売保証金の金額は、公売財産ごとに異なります。また、公売保証金の納付は、公売財産の売却区分ごとに必要になります。必ず入札しようとしている公売財産の公売物件詳細画面より公売保証金の金額を確認したうえで、次の手続きを行ってください。

### 3 必要書類の提出

- (1) 代表者の方は、次の書類を孺恋村役場税務会計課徴収係へ書留郵便（配達記録など）にて入札開始前の2開庁日前までに孺恋村が確認できるように送付してください。

#### ①公売保証金納付書兼支払請求書兼口座振替依頼書

- ・「公売保証金納付書兼支払請求書兼口座振替依頼書」をダウンロードし、太枠内に代表者の氏名、住所などを記入し、代表者の印を押してください。また、口座振替依頼先口座については代表者名義の口座を記入してください。
- ・記入された住所、氏名、電話番号、メールアドレス、口座振替依頼先口座情報は、公売保証金の返還完了まで変更できませんのでご注意ください。
- ・印鑑は必ず押してください。捨印も忘れずに押してください。
- ・右下余白に必ず「共同入札」と記載してください。

②委任状（代表者以外の方全員から代表者に対する委任状）

- ・「委任状」をダウンロードし、委任者・受任者の双方の氏名（名称）と住所（所在地）を記入し、それぞれの印を押してください。
- ・委任者・受任者双方の実印を押してください。（例）3人で共同入札をする場合、代表者以外の2人から代表者への委任状がそれぞれ1通ずつ必要となります。したがって、あわせて2通の委任状を提出する必要があります。

③共同入札者持分内訳書

- ・「共同入札者持分内訳書」をダウンロードし、共同入札者全員の住所（所在地）、氏名（名称）、各共同入札者の持分などを記入してください。
- ・「委任状」及び「共同入札者持分内訳書」に記載された内容が、共同入札者の住民登録や商業登記簿の内容などと異なる場合は、共同入札者が落札者（最高価申込者）となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。

④印鑑証明書

- ・共同入札者全員の印鑑証明書が必要です。
- ・印鑑証明書は、発行後3ヶ月以内のものに限ります。

⑤住所証明書（個人の場合は住民票など、共同入札者が法人の場合は商業登記簿謄本など）

- ・共同入札者全員の住所証明書が必要です。

## 4 公売保証金の納付

(1) 孺恋村は「公売保証金納付書兼支払請求書兼口座振替依頼書」を受領した後、「公売保証金納付書兼支払請求書兼口座振替依頼書」に記入されている代表者のメールアドレスにメールを送信し、振込先口座など公売保証金の納付方法のご案内をします。

(2) メールのご案内にしたがって、次のいずれかの方法により公売保証金を納付してください。

（公売財産によっては利用できない方法もあります）

・公売保証金は、入札開始日の2開庁日前までに孺恋村が確認できるように納付してください。孺恋村が確認できない場合は、入札することができません。

- ・共同入札の場合、クレジットカードによる公売保証金の納付はできません。

ア 銀行口座への振込

- ・ 公売保証金を振込後、孺恋村が納付を確認できるまで5開庁日程度要することがあります。
- ・ 振込手数料は、公売参加者の負担となります。
- ・ 類似の口座名にご注意ください。

イ 現金書留での送付（公売保証金が50万円以下の場合に限ります）

- ・ 郵送料などは、公売参加者の負担となります。

ウ 孺恋村に直接持参

- ・ 受付時間は、平日の午前9時から午後5時までです。

(3) 孺恋村が公売保証金の納付を確認した後、参加申込完了（参加登録）の手続きを行うと、入札できるようになります。

(4) 公売参加仮申込を行った代表者のログインIDでログインした画面で、「参加申込完了」と表示されるのは、入札開始の前日となることがあります。

## 5 入札の際の注意事項

(1) 公売参加申込が完了した代表者のログインIDでのみ入札できます。参加申込状況、入札した価額などは、代表者のログインIDでログインした場合のみ閲覧できます。

(2) K S I官公庁オークションからの自動送信メールは、あらかじめログインIDで認証された代表者のメールアドレスにのみ送信されます。

## 6 落札後の注意事項

(1) 開札後、共同入札者が買受人（最高価申込者または売却決定を受けた次順位買受申込者）となった場合、孺恋村はあらかじめログインIDで認証された代表者のメールアドレスに、買受代金の納付方法や孺恋村連絡先などのご案内を送信します。

(2) 代表者はメールに記載された孺恋村連絡先に電話して、孺恋村税務課徴収係に売却区分番号、整理番号、住所（所在地）、氏名（名称）、日中の連絡先などを連絡してください。

(3) 買受人となった場合、買受代金納付期限までに孺恋村が納付を確認できるよう買受代金を一括で納付してください。買受代金納付期限までに買受代金全額の納付が確認できない場合、そ

の財産を買い受けることはできなくなり、事前に納付された公売保証金は没収し返還しません。

(4) 買受代金の振込手数料、登録免許税相当額、書類の郵送料など財産の買受のための費用は、全て買受人の負担となります。

※登録免許税の金額及び納付方法は、開札後に孺恋村に電話連絡をいただいた際にご説明します。

(5) 買受代金納付期限までに次の書類などを孺恋村へ提出してください。その際の提出先は、開札後に孺恋村が送信するメールでご確認ください。

①孺恋村が代表者へ送信した電子メールを印刷したもの

②所有権移転登記請求書

・「所有権移転登記請求書」をダウンロードし、太枠内に共同入札者の住所、氏名などを記入の上、代表者の実印を押印してください。

③権利移転の許可書または届出受理書（公売財産が農地を含む場合）

④郵便切手 1,000 円程度（登記嘱託書の郵送料）

(6) 売却決定通知書は、それぞれの持分に応じて共同入札者全員に交付します。なお、所有権移転登記の際には「売却決定通知書」の正本が必要な場合がありますので、執行機関でいったん「売却決定通知書」をお預かりすることがあります。お預かりした「売却決定通知書」は登記完了後に返還します。

## 7 公売保証金の返還

(1) 落札者（最高価申込者）及び次順位買受申込者など以外の公売参加者が納付した公売保証金は、入札期間終了後返還します。この場合、返還までに入札期間終了後 4 週間程度要することがあります。

(2) 次順位買受申込者の納付した公売保証金は、最高価申込者が買受代金納付期限までに買受代金全額を納付したときに返還します。この場合、返還までに入札期間終了後 4 週間程度要することがあります。

(3) 公売保証金を納付した財産の公売が中止された場合及びインターネット公売全体が中止となったときには、納付した公売保証金は返還します。この場合、返還までに入札期間終了後4週間程度要することがあります。

(4) 公売参加申込後、入札をしない場合も、公売保証金の返還時期は入札期間終了後となります。

(5) 公売保証金が返還される場合は、あらかじめ指定した代表者名義の銀行口座へ振込みます。

(6) 国税徴収法第108条第1項の規定に該当し、同条第2項の処分を受けた公売参加者の公売保証金は返還しません。

## 8 書類の送付先

〒377-1692

群馬県吾妻郡嬭恋村大字大前110 嬭恋村役場 税務会計課 徴収係

※インターネット公売に関する電子メールでのお問合せには一切応じておりませんのでご了承ください。